

『地域包括ケア病棟』開設のご案内

当院では、急性期治療後の在宅・生活復帰に向けた医療や支援を行うため、平成29年6月より「地域包括ケア病棟」を開設いたしました

◇地域包括ケア病棟とは

急性期治療が終了し病状が安定した患者さんに対して、在宅復帰や介護施設等への移行に向けた診療、看護を行う病棟です（6階南病棟54床）。

本来、一般病棟で症状が安定すると、早期に退院していただくこととなっていますが、すぐに在宅復帰や施設等へ移行することに不安のある方に対し、主治医・看護師・リハビリスタッフ・医療ソーシャルワーカーなどが協力し、安心して退院していただけるよう在宅・生活復帰へ向けて医療や支援を行っていきます。

◇対象となる方

- ・急性期治療が終了し症状安定後、在宅復帰を目指した診療や看護が必要な方。
- ・必ずしも急性期病棟での治療が必須ではない方。
- ・他病院よりリハビリテーションなどを目的に転院される方。
- ・その他、主治医が必要と判断した方。

※入院期間は病状に応じ調整いたしますが、**最長60日以内**が限度となっています。

◇入院費用について

- ・保険診療上、定められた入院費「地域包括ケア病棟入院料1」を算定します。
- ・入院費は定額で、入院基本料、投薬料、注射料、処置料、検査料、リハビリテーション料などほとんどの費用が含まれます（手術料など一部除外となる診療があります）。
- ・高額療養費制度などで多くの方は1か月の自己負担額が定められており、一般病棟の場合と負担上限額は変わりません。
- ・食事負担額、保険外費用（個室代など）は、別途請求となります。

※病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断した場合、急性期病棟に転室していただく場合があります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に1階「患者サポートセンター」へお尋ねください。